

保険業における金融商品会計基準適用に関する
会計上及び監査上の取扱い

平成14年9月3日
日本公認会計士協会

1. はじめに

平成11年1月22日に企業会計審議会から「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(以下「意見書」という。)が公表され、平成12年4月1日以後開始する事業年度から「金融商品に係る会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)が適用されている。また、日本公認会計士協会は、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「実務指針」という。)を公表したが、多数の金融資産及び保険負債を保有している保険業においては、一般事業会社への適用を前提に作成した実務指針をそのまま適用することが適切でないケースも認められたところであり、いくつかの項目について業種固有の処理を別途検討することを実務指針でも明らかにした。これを踏まえ、日本公認会計士協会は、業種別監査委員会報告第16号「保険業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(以下「旧報告」という。)を公表し、保険業において、金融商品会計基準を適用する場合の当面(平成14年3月31日に終了する事業年度まで)の会計上及び監査上の取扱いを明らかにした。

旧報告は平成14年3月31日に終了する事業年度までの当面の取扱いであったため、日本公認会計士協会では業種別監査委員会において、平成14年4月1日以後開始する事業年度及び中間会計期間から適用するヘッジ会計等の新たな会計処理について諸外国におけるヘッジ会計の動向に意を払いつつ、検討を行ってきた。このような検討の結果、旧報告において経過的に認められていた、いわゆるデュレーション・コントロールによるマクロヘッジの取扱いを廃止し、ヘッジ会計の適用においては、ヘッジ対象である金融資産及び保険負債のそれぞれとヘッジ手段との明確な対応を求めることとした。ただし、保険業における業種特有のリスク管理手法や取引慣行等を考慮すると、金融商品会計基準及び実務指針の趣旨を踏まえつつも、ヘッジ会計の具体的適用及び満期保有目的の債券の振替又は売却を行った場合の取扱いについては、特定業種に係るより具体的な取扱いを明らかにする必要性も認められた。

本報告は、保険業におけるこのような事項について、実務指針を適用する際に留意すべき事項を示しつつ、金融商品会計基準を適用する場合の会計上及び監査上の取扱いについて明らかにするものである。

2. ヘッジ会計の適用に関する取扱い

保険会社は、不特定多数の保険契約者に対し契約時に固定された予定利率を保証する保険契約に基づく債務を負っている場合があり、当該保険負債は小口多数の金銭債務の集積としての性格を有している。

このため、保険会社は、金利リスクの共通する保険負債に関し、グルーピングした上で、ヘッジ対象を識別する場合がある(包括ヘッジ)。

かかる包括ヘッジについては金融商品会計基準及び実務指針においても認められているが、保険業に包括ヘッジを適用する場合の取扱いは、必ずしも十分には規定されていない。このため、保険業において以下の取扱いによりヘッジ会計を適用する場合には、監査上妥当なものとして取り扱うことができるものとする。

(1) 包括ヘッジの要件(事前テスト)

ヘッジ対象

本報告の対象とするヘッジ会計におけるヘッジ対象は、固定金利付き負債としての性格を有する保険負債を対象とする。

ヘッジ対象のグルーピング

ヘッジ対象である保険負債を包括ヘッジとしてグルーピングする際には、以下の方法によることができる。

ア．保険契約に基づく満期返戻金等の支出と保険料等の収入に関するキャッシュ・フローについて、ネット・キャッシュ・フローの発生する年限別に区分してグルーピングを行い、同一グルーピング内の個々のキャッシュ・フローの金利感応度がほぼ一樣になるようにグルーピングを決定することが必要である。

なお、イールドカーブが通常の状態である場合、1年以内のグルーピングであれば、通常は金利リスクに対する反応が同一グループ内の個々の保険負債との間でほぼ一樣であると取り扱うことができる。

イ．保険契約に基づくキャッシュ・フローについては、予想解約率を勘案するものとする。

ウ．キャッシュ・フローのグルーピングは、商品区分、積立勘定ごと等の区分経理単位で行うことができる。

ヘッジ手段

本報告におけるヘッジ手段としては、固定金利付き負債としての性格を有する保険負債の市場金利の変動による理論価格の変動を相殺することを目的としているため、ヘッジ手段として固定受け変動払いの金利スワップを対象としている。

部分ヘッジ

部分ヘッジを行う場合には、(a)各年限ごとにグルーピングしたキャッシュ・フローの金額と(b)当該グループごとに対応するヘッジ手段である金利スワップの想定元本を比較し、(a)と(b)との比としてヘッジ比率をヘッジ開始時に指定する必要がある。

会計年度中に新規に発生した保険契約及び金利スワップ契約に関する取扱い

本報告のヘッジ対象とヘッジ手段は期首において指定するものとし、会計年度中に新規発生する保険契約に関するキャッシュ・フロー及び金利スワップ契約は本報告によるヘッジ会計の適用対象外とする。

(2) ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ有効性の判定は、原則として実務指針第156項に規定する方法による。

ただし、市場価格のない金融資産・負債の理論価格は将来キャッシュ・フローを見積もり、それを適切な市場利子率で割り引くことにより算定された現在価値となるため、理論価格の算定上加味されるべき信用リスクの変動を除外すれば、理論価格の変動の累計は、ヘッジ開始時点の市場金利とヘッジ有効性判定時点の実勢市場金利との差からもたらされる。

したがって、ヘッジ対象について1年以内の年限ごとにグルーピングを行い、ヘッジ手段についてヘッジ対象の年限ごとの残存期間のスワップ契約をグルーピングしてヘッジ指定を行っている場合であって、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより実務指針第156項のヘッジ有効性の要件を満たすことが明らかである場合には、相場変動の累計によるヘッジ有効性の評価に代替することができるものとする。

(3) ヘッジ会計の終了の認識

ヘッジ会計の終了を適切に認識するためには、ヘッジ対象とヘッジ手段の対応関係を常に捕捉していることが必要になる。

しかしながら、保険業においては、ヘッジ対象である保険負債が他動的に時々刻々増減するとともに、リスク管理指標も変動するため、これに応じてヘッジ手段を調整するオペレーションを行うことが一般的である。このような状況において、ヘッジ対象とヘッジ手段の対応関係を常に捕捉することは困難であるため、包括ヘッジの一部を構成するヘッジ対象の減少についてヘッジ会計の終了を認識するに当たっては、ヘッジ対象の減少が、ヘッジ対象であるポートフォリオ全体から平均的に発生したものとみなすことができる。

また、当該時点までに繰り延べられていたヘッジ手段に係る損益又は評価差額全額については、当該時点のヘッジ対象の残高等実務指針第 173 項に列挙される方法に準じて当期の損益に配分することができるものとする。

(4) ヘッジ会計の中止

ヘッジ手段を解約した場合には、実務指針第 180 項によるものとする。

(5) 会計方針の注記

本報告によって会計処理している場合、その概要を注記により開示する必要がある。

3. 満期保有目的の債券の振替又は売却を行った場合の取扱い

(1) 区分経理単位での判断の必要性

保険業においては、一般に多額の満期保有目的の債券を全社で一括して運用することなく、保険契約者への利益還元の公平性、運用成績の透明性の確保、保険種類相互間の内部補助の遮断、事業運営の効率化を図るために、保険商品の特性に応じた区分ごとに資産の運用を行っている。

このような状況において、保険会社が満期保有目的の債券の一部を売買目的有価証券又はその他有価証券に振替、あるいは償還期限前に売却を行った場合でも、実務指針第 83 項の規定に従って満期保有目的の債券に分類された残りのすべての債券について、全社一括して保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替えることなく、区分経理単位でこれを適用することも合理的と考えられる。これは、満期保有目的の意思及び能力が維持されているのであれば、他の区分の満期保有目的までを否定する必要はないと考えられるためである。

(2) 区分経理単位での実務指針第 83 項の適用

保険業においては、満期保有目的の債券に分類された債券について、その一部を売買目的有価証券又はその他有価証券に振替、あるいは償還期限前に売却を行った場合には、後述(3)の要件を満たしていることを条件に、区分経理単位で実務指針第 83 項が適用できるものとする。すなわち、債券の振替等を行った当該区分経理単位内における満期保有目的の債券に分類された残りのすべての債券についてのみ、保有目的の変更があったものとして取り扱うことができるものとする。

(3) 前述(2)に掲げた取扱いを適用するための要件

前述(2)の監査上の取扱いの適用を受けるためには、次の要件を満たす必要がある。

満期保有目的の債券の振替又は売却の判断の基礎となる区分経理単位について、損害保険会社にあつては、保険業法施行規則第 26 条の定めに従った区分経理単位とし、生命保険会社にあつては、旧蔵銀第 501 号「生命保険会社の区分経理の導入について（平成 8 年 4 月 1 日）」及び旧事務連絡「生命保険会社の区分経理の導入について（平成 8 年 4 月 1 日）」の趣旨に従って、従来より実務上定着している合理的な区分経理単位とすること

区分経理単位ごとの資産運用方針に基づいて、取得時に債券の保有目的が明確化されていること

区分経理単位相互間の資産の振替については、原則として金銭を振り替える場合を除き認められない。ただし、合理的理由により金銭以外の振替を行った場合には公正な取引価格で行っていること

区分経理単位の分割が行われ、当該区分の満期保有目的の債券の振替又は売却が行われた場合において、その分割に合理的理由がないときには分割前の区分において判断を行うこと

区分経理単位で判断する取扱いを採用した場合には、これを継続して適用すること

生命保険会社に関し、区分経理単位の一つである全社区分は、債券の満期保有目的の判断において、個別に保険負債との対応関係がない基金、資本金等相当額以内とすること

4. 適用

(1) 本報告の適用

本報告は、平成 14 年 4 月 1 日以後開始する事業年度及び中間会計期間から適用する。

本報告の「2. ヘッジ会計の適用に関する取扱い」の適用に伴う従来の管理手法の見直しやシステム上の対応の必要性により、平成 14 年 4 月 1 日以後開始する事業年度及び中間会計期間からの適用が困難と認められる保険会社については、平成 15 年 4 月 1 日以後開始する事業年度及び中間会計期間から本報告を適用することとする。

なお、平成 15 年 4 月 1 日以後開始する事業年度及び中間会計期間から本報告を適用する会社に関し、平成 14 年 4 月 1 日以後開始する事業年度及び中間会計期間について旧報告の「マクロヘッジの取扱い」によることができる。

(2) 旧報告の「マクロヘッジの取扱い」に基づく繰延ヘッジ損益

旧報告の「マクロヘッジの取扱い」に基づく繰延ヘッジ損益の取扱いについては、以下のとおりとする。

本報告の「2. ヘッジ会計の適用に関する取扱い」を平成 14 年 4 月 1 日以後開始する事業年度及び中間会計期間から適用する保険会社又は本報告の「2. ヘッジ会計の適用に関する取扱い」の適用をしない保険会社については、平成 14 年 3 月末の旧報告のマクロヘッジに基づく繰延ヘッジ損益の残高をヘッジ手段の残存期間にわたり金融派生商品収益又は金融派生商品費用等適当と認められる科目で損益に配分する。

本報告の「2. ヘッジ会計の適用に関する取扱い」を平成 15 年 4 月 1 日以後開始する事業年度及び中間会計期間から適用する保険会社については、平成 15 年 3 月末の旧報告のマクロヘッジに基づく繰延ヘッジ損益の残高をヘッジ手段の残存期間にわたり金融派生商品収益又は金融派生商品費用等適当と認められる科目で損益に配分する。

(3) 本経過措置に基づく繰延ヘッジ損益の金額及び損益への配分方法(損益への配分期間を含む。)
を注記により開示しなければならない。

(4) 実務指針第 181 項から第 184 項の規定は、本経過措置の取扱いについても適用されることに留意する。

以 上